議案第131号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市事務分掌条例(昭和38年大阪市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標 記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)	第1条 [同左]
第158条第1項の規定により、市長の権限に	
属する事務を分掌させるため、次に掲げる	
組織及び職(以下「組織等」という。)を置	
<.	
[略]	[同左]
大阪都市計画局	都市計画局
計画調整局	
[略]	[同左]
第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務	第2条 [同左]
は、次のとおりとする。	
[略]	[同左]
大阪都市計画局	[新設]
(1) 大阪府知事の権限に属する都市計画及	
びまちづくりに関する事項(次号及び第	
3号に掲げる事項を除く。)	
(2) うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・	
<u>咲洲地区、大阪城東部地区等における広</u>	
域拠点開発に係る企画、調整及び推進に	
関する事項	
(3) グランドデザイン・大阪及びグランド	
デザイン・大阪都市圏に係る企画、調整	

及び推進に関する事項

計画調整局

(1) 広域圏計画、都市計画及び地域計画に 関する<u>事項(大阪都市計画局が分掌する</u> 事項を除く。)

「(2) 略]

(3) 都市再生に関する<u>事項(大阪都市計画</u> 局が分掌する事項を除く。)

「略]

都市計画局

- (1) 広域圏計画、都市計画及び地域計画に 関する事項
 - [(2) 同左]
 - (3) 都市再生に関する事項

[同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

第2条 大阪市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる 規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)	第1条 [同左]
第158条第1項の規定により、市長の権限に	
属する事務を分掌させるため、次に掲げる	
組織及び職(以下「組織等」という。)を置	
< ∘	
[略]	[同左]
経済戦略局	経済戦略局
万博推進局	
[略]	[同左]
第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務	第2条 [同左]
は、次のとおりとする。	
[略]	[同左]
[経済戦略局]	[経済戦略局]
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
万博推進局	[新設]

(1) 2025年日本国際博覧会の開催に関する

事項

[略] [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定の施行期 日は、市長が定める。

(大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例の一部改正)

2 大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例(令和3年大阪市条例第13号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
別表第1 (第9条関係)	別表第1 (第9条関係)
[(1)~(3) 略]	[(1)~(3) 同左]
<u>(4)</u> 大阪都市計画局	[新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

3 大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この項において「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
別表第1 (第9条関係)	別表第1(第9条関係)
[(1)~(4) 略]	[(1)~(4) 同左]
<u>(5)</u> 万博推進局	[新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

令和3年5月14日提出

説明

大阪府と共同して設置する内部組織として大阪都市計画局及び万博推進局を新設するとともに、 都市計画局の名称及び分掌する事務を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案 を提出する次第である。